

## 第1節 ビジネスと法律のかかわり

### 1. ビジネスと法律のかかわり

出題状況(回)	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
リスク・マネジメント	3-アⅢ									6-アⅠ
コンプライアンス	3-アⅠ									6-アⅡ
CSR	3-アⅡ									6-アⅢ

#### (1) ビジネスとリスク

- ① リスクとは、企業活動に伴ない発生する危険をいう。リスクは、偶発的事象による不確定要素であって、戦争や災害といったものや、財務リスクや経営リスクなどがある。また、法律問題によって発生するリスクを法的リスク（リーガル・リスク）と呼ぶ。
- ② リスク・マネジメントとは、企業活動に伴う様々なリスク（危険）から生じる不利益を最小化するための管理運営をいう。企業活動に支障を来すようなリスクの発生を予防し（予防対策）、顕在化した場合の効果的な対処方法をあらかじめ講じておく（事後処理対策の策定）経営手法である。 23-3-アⅢ・32-6-アⅠ

#### (2) ビジネスパーソンと法律のかかわり

- ① ビジネスパーソンは取引先・第三者・所属企業などと、様々な法的関係を持っており、法的な対応をせまられることも多い。ビジネスパーソンにとって法律の知識は必要不可欠といえる。
- ② 経済の高度化、経済の国際化・自由化、社会における権利意識の高まり、消費者保護の徹底、情報化社会の進展、IT技術の発展などによってビジネス環境が変化してきている。企業のコンプライアンス推進の観点からも、内部通報者を保護するための、公益通報者保護法も制定・施行された。
- ③ 経済社会の発展に伴い、法律がビジネスのルールとして果たす役割が増大している。

#### (3) ビジネス実務とコンプライアンス

- ① コンプライアンスとは、法令等の遵守を意味する。ここで、法令等とは、法律や政令、省令、条例等の法令のみならず、業界団体の自主ルール、企業の社内ルール(内規)、企業倫理や社会規範を広く含むと解されている。 23-3-アⅠ・32-6-アⅡ
- ② CSR (Corporate Social Responsibility) とは、企業の社会的責任を意味する。 これは、企業は経済だけでなく社会や環境などにも責任を持つべきであるという考えである。コンプライアンスは、CSRの重要な一要素ないし前提であり、コンプライアンスなくしてCSRの充足はありえないといえる。23-3-アⅡ・32-6-アⅢ

## 第2節 「法律」とはなにか

### 1. 様々な視点から見た「法律」

出題状況(回)	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
一般法と特別法			4・イ		1・ウ	7・1 ウエ		4・ア		
強行法規と任意法規		8・オ		4・コ	4・ア	7・1 オ	4・イ			1・ウ
公法と私法						7・1 アイ				
取締規定									8・オ	

#### (1) 法律とは

私たちの社会生活上出てくる、“決まり”、“常識”と言われる類、言い換えれば「～なさい」、「～してはいけない」という形で表現される行動の指針のことを「社会規範」という。これは、その起源や、違反した場合の制裁などにより、道徳規範・宗教規範・習俗規範・法規範などに分類することができる。このうち、その内容が国家権力により強制的に実現されるものが法規範であって、最も広い意味で法律と呼ばれるものである。

#### (2) 法律に含まれるもの

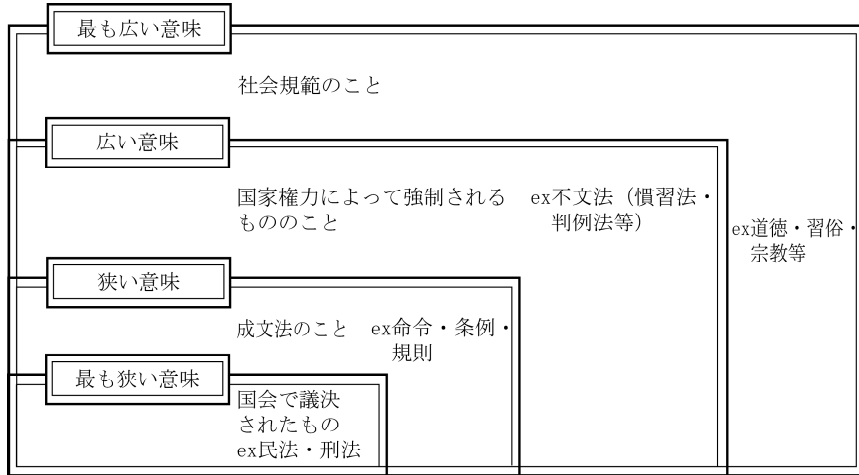
「法律」といっても、実際にはさまざまな意味で用いられている。最も狭い意味では、選挙により選ばれ、私たちの代表とされる国会議員で構成される立法機関である国会で議決され、制定されたものを、法律と呼んでいる。ちなみに、「六法」とは、憲法・民法・商法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法の、六法典を指す。ただ、書店に並べられている、いわゆる「六法全書」の中には、これに限らず他の主要な法律も収められている。

しかし、日常生活で法律という場合は、そうした厳格な意味ではない。すなわち、国会以外の機関が制定したものも含めて、狭い意味での法律の意味で用いられている。例えば、行政機関によって制定されるものを「命令」というが、そのうち、内閣がつくるものを「政令」、各省がつくるものを「省令」といい、これらも「法律」と考えられている。また、ビジネスとのかかわりは薄いですが、衆議院・参議院の両議院および裁判所といった機関が、その独立性を確保するために、一定の事項につき定めることが憲法により認められている「規則」も「法律」と考えられている。

今まで見てきたものは、全て、いずれの機関にしる、「このように定めをつくろう」、ということで文章に表すことで成立する「成文法」（狭い意味での法律）であるが、広い意味では、人々が繰り返して行ううちに法的効力が認められるに至った「慣習法」、そして、判例と呼ばれる裁判の先例が積み重ねられることによってできあがる「判例法」など、文章で表されていない「不文法」も含めて、「法律」と呼ばれている。

ちなみに、法律にはあたらないものの、ビジネスにおいて従わざるを得ないものとして「通達」がある。これは、各大臣・行政委員会などの長らが、その取り

扱う事務について、“職員らに示す”法令の解釈・運用方針といったものであるから、形の上では、直接国民の行動に口出しするものではない。しかし、だからといって無視することはできず、それどころか、いわゆる規制に直接タッチする“お役所の解釈”として、実際にはビジネスに重要な影響を及ぼすものといえる。



**(3) 法律の形式による分類**

**A. 成文法と不文法**

- ① 法律が文章の形に表されているか否かによって「成文法」（狭い意味での法律）と「不文法」（広い意味での法律）にわけられる。
- ② 成文法は国会などが定める制定法とほぼ同じと考えてよい。
- ③ 不文法には、慣習法や判例法などがある。

**B. 一般法と特別法**

- ① 法の適用範囲が限定されず、一般的なものを「一般法」という。対象となる事柄や人または地域など、法の適用領域が限定された法律を「特別法」という。  
 この点、民法と商法との関係で見ると、私人間の取引一般に適用される民法が一般法、そのなかでも特に企業などの商人間の取引に適用される商法が特別法という関係にある。25-4-I・27-1-U・28-7-1 ウエ・30-4-A  
 例えば、物を売ったり、借りたりする私人間の取引には、民法が適用されるが、その取引をする人、または取引が、特に営利追求にかかわる場面であれば、商法が適用される。つまり、一般法として民法があり、特別法として商法がある、という関係である。他に、賃貸借に関する民法と借地借家法、雇用に関する民法と労働法も、同様の関係にある。また、商法と手形小切手法では、商法が一般法、手形小切手法が特別法ということになる。
- ② 特別法は一般法に優先して適用されるのが原則である。  
 一般的な定めでは、当該場面で物足りない、ということで特別法が登場してきたため、特別法は一般法に優先して適用される。

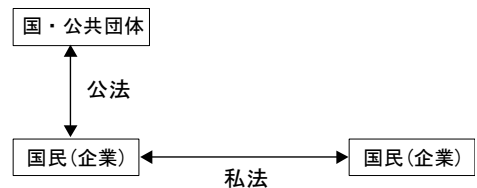
## C. 任意法規・強行法規・取締規定

- ① 当事者間の意思に関わりなくその適用が強制される規定のことを強行法規という。一方、当事者がそれに従う意思がないと認められるときには、その適用が強制されない規定を任意法規という。民法の規定には強行法規と任意法規がある。24-8-オ・27-4-ア・28-7-1オ・29-4-イ・32-1-ウ
- ② 法律のある規定が任意法規か強制法規かの区別は、実際には容易でない。  
民法においては、一般に物権法・身分法の分野は強行法規とされる。これらは、当事者の自由に任せておくと、公の秩序を乱すとか、不公平になる（経済的弱者の出現）といった不都合が生じることから強行法規とされたのである。これに対して、債権法の分野は任意法規であると考えられている。
- ③ 経済政策や行政目的に基づき、国民に対してある行為を制限し、または禁止することを定める規定を取締規定という。26-4-コ・26-4-コ・31-8オ
- ④ 取締規定に違反した場合は、行政罰や許可の取消などの制裁を科されるが、私法上の効力には一般に影響がない。  
例えば、無許可でのタクシー業は禁止されているが、客との間で交わした運送契約自体が無効となるものではない。

### (4) 法律の内容による分類

#### ① 公法と私法

法の規律を受ける対象が双方とも私人なら私法（例：民法、商法）、当事者の一方または両方が国家機関なら公法（例：憲法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法）である。ここで、民事訴訟法は公法である点に注意して欲しい。



なお、私法の領域は、契約関係は当事者の自由な意思によって決められるものであって、国家が口を出してはいけない（契約自由の原則）、などの大原則によって支配されている。しかし、経済が発達するにつれて、いわゆる経済的弱者が生じ、そうした原則を画一的に適用することは、いわば、持てる者による持てない者の支配を後押しするという不都合な結果になってしまった。そこで、この原則は修正され、経済的弱者を救済するため、国家が積極的に口を出すことが要求されるようになった。こうして登場したのが、**社会法**（例；労働基準法などの労働法、独占禁止法）と呼ばれるものである。28-7-1アイ

#### ② 民事法と刑事法

民事裁判の基準になるのが民事法（例：民法、商法、民事訴訟法）、刑事裁判の基準になるのが刑事法（例：刑法、刑事訴訟法）である。

#### ③ 実体法と手続法

権利の内容を定める法律のことを「実体法」（例；民法）といい、争いになったときや、事件が起きたときに、問題を解決するために必要な法律のことを「手続法」（例；民事訴訟法、刑事訴訟法）という。

2. 法に守られた社会

出題状況(回)	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
自力救済の禁止			3-オ d		5-2 オ			1-ア		7-2 ア
審級制等			3-オ c	1-ウ		8-イ	1-イ		4-コ	4-ウ 7-2 ウ

(1) 権利・義務とはなにか

法律関係は、一般に「権利」と「義務」の関係としてあらわされる。ここで、「権利」とは、法律によって守られる利益ということができる。例えば、会社所有の駐車場に、他人が無断で寝泊まりを始めた場合、まず、当該駐車場の権利者として「出ていけ」と主張できる。それに対して相手が素直に応じなければ、裁判所に訴えて白黒をはっきりさせ、国の手を借りて退かすこともできる。すなわち、権利とは、他人に対して、作為（～しろ）、または、不作為（～するな）を要求できる法によって裏付けられた力といえる。反対に、法に基づいて他人に対して作為または不作為を課され、拘束されることを「義務」という。

(2) 権利の行使

<p>① 権利を有するものが自力で権利を実現することを自力救済といい、原則として認められない（自力救済の禁止）。25-3-オ d ・ 27-5-2 オ ・ 30-1-ア ・ 32-7-2 ア</p> <p>例えば、貸したお金を返してくれないからといって、相手の家へ押しかけ金目の物を取ってくるということは許されるものではない。</p> <p>② 権利の行使に対して相手方が応じない場合には、裁判所の手続きを通して権利を実現していくことが原則である。</p>
--

(3) 裁判による権利の実現

① 裁判所の種類

一口に裁判所といっても、その担当する事件・役割に応じて、最高裁判所・高等裁判所・地方裁判所・家庭裁判所・簡易裁判所の5つがある。

② 裁判所で扱う訴訟の種類

民事訴訟・刑事訴訟・行政訴訟の「3種類」である。26-1-ウ・29-1-イ・32-4-ウ

	内容	具体例
民事訴訟	私人間の生活上の紛争解決を目的として行う裁判	・土地を売ったのにBさんが代金を支払ってくれない ・隣の家の屋根瓦が飛んできて自宅の窓が割れた
刑事訴訟	罪を犯したとして、刑罰を科すことができるかを争う裁判	・他人の物を盗んだ（窃盗罪）
行政訴訟	行政権の行使、その他の公法上の紛争解決を目的として行う裁判	・土地区画整理組合の設立の認可

### ③ 裁判に不服がある際の対応

最初の裁判所の判断に不服があれば、さらに、その上級に位置する裁判所に審査してもらえる場合がある。このように、上級の裁判所にその再審査をもとめることを「上訴」と呼び、また、この場合の、異なる階級の裁判所間の審査の順番、上下関係の仕組みを「審級制度」と呼ぶ。

上訴のうち、最初の裁判所の判断、つまり第一審判決に対する不服申立てを「控訴」といい、第二審（控訴審）判決に対する不服申立てを「上告」という。（わが国では三審制が採用されており、2回再審査を求めることができる仕組みになっている。） 25-3-オ c・28-8-イ・31-4-コ・32-7-2 ウ

